

パブリックコメント結果シート

施策案番号	No.74
施策案件名	豊山町新型インフルエンザ等対策行動計画（案）
募集期間	令和8年4月14日（火）から令和8年4月27日（月）まで
公表方法	案を保健センター窓口及び役場1階情報コーナーに設置するとともに、町ホームページに掲載
募集方法	窓口提出、郵送又は電子メール
主管課・係名	保健センター 保健予防係 問合せ先 電 話 0568-28-3150 ファクス 0568-28-0061 郵便番号 480-0292（個別郵便番号：住所不要） 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字新栄260番地
募集結果	1名・8件

意見及び考え方

番号	該当箇所	町民意見及び件数	町の考え方
1	全般	政府・県計画との整合を踏まえた改定であることは理解できますが、本計画単体として読むと、町として何を判断し、どこまで責任を持つのが読み取れません。結果として、「町は方針提示のみ、実判断は県・現場任せ」という構造に見えますが、この認識でよいのでしょうか。	新型インフルエンザ等感染症の予防及びまん延防止に関する対策については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）により、国と地方公共団体等の役割が示されています。 第1部第1章第3節「対策推進のための役割分担」に国や地方自治体の役割を記載しております。国の役割は政府対策本部会議での基本的対処方針の決定および感染症及び病原体等に関する情報の収集、研究、ワクチンや診断薬、治療薬等の早期開発や確保等を行います。県は、特措法や感染症法に基づく実施主体としての中心的な役割を担い、国の基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に關した確かな判断と対応が求められています。町の役割は
2	全般	科学的根拠に基づくとしながら、誰がデータを分析し、誰が最終判断するのが記載されていません。実態として県依存であるならば、町計画としての独自判断の範囲を明確にすべきではないでしょうか。	

			<p>国の基本的対処方針に基づき、住民に対するワクチン接種や生活支援、要配慮者への支援の実施です。</p> <p>感染症発生時等有事の際は、国・県と連携し対策に取り組んでまいります。</p>
3	第1部 第1章	<p>「状況に応じて選択・決定」とされていますが、判断基準が示されていないため、どのような判断でも後付けで正当化可能な記述となっています。少なくとも、感染者数、医療逼迫度など、判断に用いる指標を明示すべきではないでしょうか。</p>	<p>本計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提せず、新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定し、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示しています。感染者数、医療逼迫度は、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性）等により変動するため、国や県の計画においても記載はありません。国の基本的対処方針に基づく戦略に応じ、実施すべき対策を選択し実施していきます。</p>
4	第1部 第1章	<p>DXの推進は重要項目として掲げられていますが、システム・データ連携・運用体制の記述が一切ありません。現状では「やる」と書いているだけで、実行計画としての体裁を満たしていないように見えます。</p>	<p>DXの推進については、平時からの備えの一つとして掲げています。第2部第4章（ワクチン）第1節1-5に記載のあるよう、現在、予防接種事務のデジタル化の実現に向けて町として準備を進めています。</p>
5	第1部 第1章	<p>住民・事業所に対し備蓄や行動変容は求められていますが、行政としてどこまで支援するかが示されていません。「求める内容」と「支援内容」のバランスが取れておらず、実質的に現場への負担転嫁になっているように見えます。</p>	<p>感染症危機の際は、社会全体で感染症対策に取り組むことでより効果が期待されます。医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、行政による対策だけでは限界があるため、事業者や住民による備蓄や行動変容を呼び掛けています。</p> <p>町としては、第2部第6章及び第7章で、物資及び資材の備蓄や生活支援を要する者への支援を記載しています。</p>
6	第1部 第1章	<p>クラスター発生リスクが最も高い分野であるにも関わらず、記載は「平時から検討」ととどまっています。医療連携・人員応援・ゾーニング対応など、具体策がない</p>	<p>施設ごとに必要となる医療提供体制等は異なると考えられるため、本計画に具体策の記載はしていませんが、施設等の要望に応じ、平時から検討を行い有事に備えた準備に取り組</p>

		のは優先順位の認識に問題があるのではないのでしょうか。	んでまいります。
7	第2部 第1章	全庁対応・人員強化とされていますが、通常業務をどう整理するのが一切示されていません。業務停止の優先順位を示さない限り、実際には「全て中途半端になる」可能性が高いのではないのでしょうか。	町では豊山町業務継続計画において、非常時優先業務を示しております。感染症危機の際も、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性）等に応じ、豊山町業務継続計画を参考に町対策本部で職員体制や継続業務を検討します。
8	第2部 第1章	財源確保について具体的な見通しがなく、計画としての裏付けが存在していません。平時に検討すべき事項が、有事前提の曖昧な記述にとどまっているのは問題ではないのでしょうか。	第2部第1章第2節2-1.②に記載のとおり、国からの財政支援を有効に活用した上で、それでもなお、財政運営に特に著しい支障が生ずる恐れがある場合は、特措法第70条の2第1項により地方債の発行も検討していきます。